

# 川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和5年9月1日発行 No. 47

【連絡先:川俣町役場 024-566-2111】

## 令和5年秋開始接種のワクチン接種について

【問合せ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

厚生労働省は、令和5年秋開始接種のワクチン接種は、9月20日から開始としています。使用するワクチンは、「オミクロン株(XBB.1.5)対応1価ワクチン」です。対象は、初回接種(1・2回目接種)を終了している5歳以上の方です。ワクチンの配送は、9月以降になるので、ワクチン配送に合わせて接種日程を決定します。

### 【接種券等について】

#### ◇高齢者(65歳以上)の方

春開始接種(5月~8月実施)を受けた方には、前回接種から3か月以上を経過した方から順次接種券を郵送します。

町内の集団接種会場で受けた方へは、接種の日時を指定してご案内します。

※1 接種日時を指定された方で、新型コロナワクチンの接種を希望しない方は、コールセンターまたはインターネットで必ずキャンセルをしてください。

※2 日程の変更を希望する方は、コールセンターまたはインターネットで必ず手続きをしてください。

#### ◇64歳以下から12歳以上の方

前回接種から、3か月を経過している方へ順次接種券を送付します。

接種を希望する方は、コールセンターまたはインターネットにて予約をしてください。

※ 前回の接種を受けなかった方は、お手元にある接種券を使用しますので、新たに接種券は送付しません。接種を希望する場合は、予約をお願いします。

### 【予約の方法】

予約には接種券番号が必要です。お手元に接種券を準備してから行ってください。

予約は、コールセンターまたはインターネットでお願いします。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分~午後5時(土日祝日を除く)  
インターネット <https://jump.mrso.jp/073083/>

【公的関与】被接種者・保護者に対する努力義務、市町村に対する接種勧奨の義務			令和5年秋開始	
			公的関与	
追加接種	初回接種(1・2回目)を終了している12歳以上の方	65歳以上	○	町で接種日時を指定します。
		64歳以下 基礎疾患あり	○	希望する方は予約してください。
		上記以外	×	希望する方は予約してください。

※12歳以上で初回接種を希望する方は、コールセンターへご連絡をお願いします。

5歳～11歳の方の新型コロナワクチン接種について  
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象の方へは、すでに接種券を発行しています。  
初回接種（1・2回目）・追加接種を希望する方は、接種を希望する場合はコールセンターへご連絡ください。小児用ワクチンを使用します。

生後6か月～4歳の方の新型コロナワクチン接種について  
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

3回目までの1セットで初回接種となります。乳幼児用ワクチンを使用します。  
1回目・2回目は3週間、2回目・3回目は8週の間隔をあけて接種します。  
生後6か月を迎えた方へは、郵送で接種の案内をします。  
接種を希望される場合は、コールセンターへご連絡ください。

【相談窓口】

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
・フリーダイヤル 0120-761-770  
・受付時間 9時～21時（土日祝日も実施）

もしもし



福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター  
・フリーダイヤル 0120-336-567  
・受付時間 9時～20時（土日祝日も実施）



はい

福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口  
・フリーダイヤル 0120-191-567  
・受付時間 9時～20時（土日祝日も実施）

新型コロナウイルス感染症の患者が急増しています！  
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

令和5年第33週（8月14日～8月20日）の、福島県における定点当たりの報告数は、25.27人となり前週と比較して2倍近くと大幅に増加しています。  
場面に応じたマスクの着用や、こまめな換気、手指消毒など基本的な感染対策を徹底し、改めて「うつさない」「うつらない」行動を心掛けるようにお願いします。

感染しないために

👉 場面に応じたマスクの着用

- ・医療機関に行くとき
- ・高齢者施設に行くとき
- ・混雑した乗り物の中



👉 効果的な感染対策

- ・手洗い・手指消毒
- ・換気
- ・人と人との距離の確保



症状が出たら

発熱やのどの痛みなどの症状がある場合は、慌てずに検査キットによる自主的な検査を行いましょう。

もし陽性になったら

👉 症状が軽い方

**外出をひかえて自宅等で療養を開始**しましょう。  
※発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えることが推奨されています。

👉 症状が重い方、重症化リスクの高い方

**必ず事前に連絡してから**かかりつけ医や身近な医療機関を受診してください。

福島県新型コロナウイルス感染症相談センター  
0120-567-747（看護師24時間対応）